

敦賀市ごみステーション鳥害等防止対策費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 ごみステーション（主として家庭から排出されるごみの収集のため設けられたものをいう。以下同じ。）に集積されたごみが、鳥害等により散乱することを防ぐため、鳥害等防止対策を実施する町内会に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、敦賀市補助金等交付規則（昭和57年敦賀市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付を受けることができる対策は、ごみステーションにおいて鳥害等を防止するため実施する対策であり、一定の防止効果があるものとする。

ただし、敦賀市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第16条第1項及び施行規則第4条に規定する共同住宅建築者等におけるごみステーションの設置等に係る対策は対象外とする。

(補助交付の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、ごみステーションを維持管理する市内の町内会の代表者とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、ごみステーション1箇所につき、次の区分に応じて交付する。ただし、その額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた金額とする。

- (1) 鳥害防止対策を実施するごみステーションについては、費用の2分の1とし、60,000円を限度とする。
- (2) 災害及び第3者による被害を蒙ったごみステーションを原状に復する場合については、求償できない費用の3分の2とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、ごみステーション鳥害等防止対策費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の交付申請書には、販売業者や製造業者等の発行する対策に要する費用が記載された見積書又はこれに類する書面を添付しなければならない。ただし、前条第2号の区分の補助額の申請をする場合は、ごみステーション鳥害等防止対策被災状況届出書（様式第2号）も併せて提出しなければならない。

(補助金交付の条件)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、当該ごみステーションの適正な維持管理及び清潔環境の保持並びに町内会住民へのごみ搬出指導が実施されるように、町内会を統率するものとする。

(補助金交付の決定)

第7条 市長は、交付申請書の提出があった場合はこれを審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは補助金の交付の決定をし、速やかにごみステーション鳥害等防止対策費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、ごみステーション鳥害等防止対策費補助金の交付の申請をした者に通知する。

(補助の変更)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、ごみステーション鳥害等防止対策費補助金に変更が生じる場合は、ごみステーション鳥害等防止対策費補助金交付変更承認申請書(様式第4号)を提出し、市長の承認を受けるものとする。

2 市長は、変更承認申請があったときはその内容について審査し、承認すべきものと認めるときは、ごみステーション鳥害等防止対策費補助金交付変更承認通知書(様式第5号)により、補助金の交付決定を受けた者に通知する。

(実績報告書)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、ごみステーション鳥害等防止対策が完了したときは、速やかにその成果を記載したごみステーション鳥害等防止対策費補助事業実績報告書(様式第6号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、補助金の額を確定した場合において、補助金の確定額と交付決定額とに増減が生じたときは、速やかにごみステーション鳥害等防止対策費補助金確定通知書(様式第7号)により、その額を補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金の支払は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、ごみステーション鳥害等防止対策費補助金交付請求書(様式第8号)により行うものとする。

(決定の取り消し)

第12条 市長は、次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消しすることができる。

- (1) 補助金の交付決定を受けた者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明するに至ったとき。
- (2) 補助金の交付決定を受けた者が、補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定を受けた者が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の交付決定を受けた者が、規則又はこの要綱に違反したとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、ごみステーション鳥害等防止対策費補助金取消通知書(様式第9号)により、補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付の決定を取消した場合において、ごみステーション鳥害等防止対策費補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付決定を受けた者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 前項の返還を命ずるときは、ごみステーション鳥害等防止対策費補助金返還通知書（様式第9号）により、補助金を交付した者に通知するものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成15年7月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。